

深川市農業委員会総会議事録

(第 1 回)

令和3年4月26日

開会 9時30分

閉会 10時20分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	栗野良寛	○	
2	高橋淳一	○	
3	五十嵐剛	○	
4	爲井新市	○	
5	鈴木陽志	○	
6	金谷道宏	○	
7	宮武努	○	
8	荒井優	○	
9	安居博知	○	
10	松浦明美	○	
11	山川功	○	
12	清水義博		○
13	菊入等	○	
14	中川幸生	○	
15	大川広志		○
16	山田正信	○	
17	板垣昭仁	○	
18	山崎和徹	○	
19	安村一稔	○	
20	大森毅英	○	
21	伊藤裕美	○	
22	青木実	○	
23	荒井政明	○	
24	廣田和也	○	
25	馬木逸男	○	
26	塩尻総徳	○	
27	清水正勝	○	

第1回深川市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年4月26日（月）9時30分
- 2 開催場所 市役所大会議室
- 3 出席委員 栗野 良寛委員 外24名
- 4 説明員 宮谷局長・後藤次長・藤野係長・佐藤主任・河崎主任
- 5 書記 佐藤主任

宮谷局長

開会宣言（9時30分）

只今から、令和3年度 第1回深川市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会におきまして、清水義博委員、大川委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。

菊入会長

皆さん、おはようございます。令和3年度第1回目の総会となりますが、ご出席ありがとうございます。水稻の播種作業については概ね終わっているようで、トラクターが走り回る季節となってきましたけれど、今日の農業新聞の一面にですね、米の長期保管33万トンの話が載っておりました。この33万トンが、本年11月の令和3年産米と一緒に市場に出ることによって米価がどうなるかということが書かれておりましたが、北海道の米の50%を生産する主産地の空知、さらには空知の中でも特に米の主要な産地である北空知地域・深川市にとっては、心配になる記事でありました。我々としてはきちんとしたものを作る以外に、別な課題も課されているのかと思います。先日北海道農業会議常設審議委員会の中で、令和4年度の国の予算に対する要望書が審議され決定しましたが、本年は5月の全国会長大会がウェブ開催となり、直接先生方に会えないので郵送で提出する形になると思います。今年は選挙がありますので、先生方からどのような回答があるのか待つことになると思います。本日は、空知農業改良普及センター北空知支所田川所長より、情勢報告があります。また、農政課香川課長より農業関連予算について説明があります。本日も、どうか審議のほど宜しくお願いしたいと思います。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。
20番大森委員、21番伊藤委員を指名します。

菊入会長

次に、日程第2、諸般報告、(1) 農業行政報告、本日は空知農業改良普及センター北空知支所田川所長にお越しいただいています。それでは、田川所長お願いします。

田川所長

(資料に基づき説明)

菊入会長

ありがとうございました。せっかくの機会ですから、何か質問があればどうぞ。

菊入会長

(「なし」という声あり)
24年ぶりということになりますが、一つ宜しくお願いします。田川所長は次の公務がありますので退席となります。ありがとうございました。

菊入会長

次に令和3年度深川市農業関係予算概要について、局長より説明があります。

宮谷局長

深川市経済地域振興部農政課から、令和3年度深川市農業関係予算概要について、資

	<p>料の送付がありましたので、深川市農業委員協議会資料1としての配布をもちまして、農業行政報告に代えさせていただきます。</p>
菊入会長	<p>ここで総会を暫時休憩します。 深川市農業委員協議会に入ります。</p>
菊入会長	<p>(協議会9:45から9:59まで) 深川市農業委員協議会を終了し、総会を再開します。 (2) 農業委員会業務報告を局長より報告願います。</p>
宮谷局長	<p>それでは私から、3月26日の総会以降、本日の総会前までの主な業務について、ご配付の業務報告書をもって、報告とさせていただきます。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第3、委員会報告に入ります。 (1) 農地特別委員会開催結果報告を安村委員長より報告願います。</p>
菊入会長	<p>(資料に基づき説明)</p>
菊入会長	<p>報告が終わりましたが、質疑はありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり) それでは質疑なし、ということですので農地特別委員会開催結果報告を承認します。</p>
菊入会長	<p>(2) 農民特別委員会開催結果報告を中川委員長代理より報告願います。</p>
菊入会長	<p>(資料に基づき説明)</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。 ここで総会を暫時休憩します。 農業委員協議会に入ります。</p>
菊入会長	<p>(協議会10:03から10:10まで) 深川市農業委員協議会を終了し、総会を再開します。 報告が終わりましたが、質疑はありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり) それでは質疑なし、ということですので農民特別委員会開催結果報告を承認します</p>
菊入会長	<p>日程第4、報告に入ります。 はじめに、報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明します。</p>
河崎主任	<p>農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は4件で、番号1番から3番が賃貸に係るあっせん申し出、4番が売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、全て令和3年4月1日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p>

菊入会長	<p>報告第1号の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは質疑等なし、ということですので報告第1号を報告どおり承認します。続いて、報告第2号 現況証明書の交付について、事務局より説明します。</p>
藤野主任	<p>記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、交付をしましたのでご報告いたします。今月は4件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番は、令和2年度の農地利用状況調査において、年月日不詳より非農地と確認した土地で、農業委員会内規2—(1)一カの「農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合」により「原野」として交付しております。番号2番及び3番は、農業委員会内規2—(1)一クの「公簿地目が非農用地の土地について、農用地としての願書の提出があった場合、及び農用地の土地について、地目の異なる農用地としての願書の提出があった場合」に基づき、会長専決により「田」として交付しております。番号4番は、昭和52年4月7日付で農地法第4条の転用許可を受けており、農業委員会内規 2—(1)一アの法4条・法5条の許可があり、転用目的等が完了している場合に基づき、会長専決により、宅地として交付しております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>報告第2号の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは質疑等なし、ということですので報告第2号を報告どおり承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第5、議案に入ります。</p> <p>初めに、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
佐藤主任	<p>ご説明いたします。記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は2件で、申請地及び申請人氏名・理由・譲渡人・譲受人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番・2番は、いずれも後継者に経営移譲するため使用貸借するもので、期間は30年です。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております。農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで議案第1号は原案のとおり決定します。</p>

菊入会長	<p>続いて、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
河崎主任	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。今月は18件で、番号1番から10番までが賃貸借の案件、11番から18番までが売買の案件です。番号1番は期間満了により返還された農地を経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号2番、3番は出し手が高齢により経営移譲するため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号4番から10番は受け手が北海道農業公社の農地売買等事業の一時貸付を受け、経営拡大を図るもので、期間は全て5年間です。番号11番以降は売買の案件です。番号11番は出し手が耕作不能のため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号12番は、貸付地をそのまま受け手に処分するもので資金対応は自己資金です。番号13番から18番は、北海道農業公社の農地売買等事業の売渡で、受け手は借入地取得により経営安定を図るもので、資金対応はいずれもL資金です。この内、13番が早期売渡で、それ以外は通常の売渡です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなり、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号8番で荒井優委員、番号10番で宮武委員の議事参与を制限します。それでは質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで議案第2号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
後藤次長	<p>記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転、設定の申請書提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。今月は2件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号1番は、譲受人が一般住宅を建築するもので、譲渡人がこれに賛同したものです。都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた地域であり、運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)により、3種農地に該当し、許可相当と認められるものです。番号2番は、先ほど、農地特別委員長より報告いただいておりますが、申請地は、農振地域内 農用地区域内の農地で、基盤整備に伴う砂利採取のための一時転用です。期間は令和3年6月1日から、翌4年5月31日までの1年間となっており、先日4月15日に関係機関による事前協議を行っております。農地法施行令 『農地を一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農</p>

	<p>地を供することが必要であると認められるもの。』に該当し、許可相当と認められるものです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり) ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり) それでは異議なし、ということで議案第3号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>以上で議事は全て終わりましたので令和3年度第1回深川市農業委員会総会を終了します。</p> <p>(総会終了 10時20分)</p>